

# 島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱

制 定 平成 30 年 3 月 27 日島根県告示第 189 号  
最終改正 令和 8 年 3 月 27 日島根県告示第 191 号

(目的)

第 1 条 この告示は、県内における産業の振興と雇用の創出を図るため、県が金融機関の協調を得て、企業等の事業活動に必要な資金(以下「まち・ひと・しごと創生資金」という。)を融資することにより、まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略に掲げる基本目標の達成に資することを目的とする。

(まち・ひと・しごと創生資金の種類)

第 2 条 まち・ひと・しごと創生資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 人材投資・働き方改革等生産性向上枠
- (2) 観光施設等整備枠
- (3) 地域商業等整備枠
- (4) 海外展開枠
- (5) 環境対応枠

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取扱金融機関 普通銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び漁業協同組合 JF しまねで県内に店舗を有するものをいう。
- (2) 企業 会社及び個人であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業以外の事業を営むものをいう。
- (3) 中小企業者 企業であって、資本金の額又は出資の総額が 3 億円(卸売業にあつては 1 億円、小売業及びサービス業にあつては 5,000 万円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人(卸売業及びサービス業にあつては 100 人、小売業にあつては 50 人)以下の会社及び個人をいう。ただし、中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条第 2 項に規定する業種にあつては、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに同項に規定する金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同項に規定する数以下の会社及び個人をいう。
- (4) 組合 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)その他の法律に基づいて設立された中小企業者の組合及びその連合会をいう。
- (5) 中小特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が 300 人(卸売業及びサービス業にあつては 100 人、小売業にあつては 50 人)以下のものをいう。
- (6) 製造業等 統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成 25 年総務省告示第 405 号)に掲げる大分類 E-製造業及びこれと密接に関連する業種であつて、知事が別に定める業種をいう。
- (7) 住居地域等 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びにこれらに準ずる地域で知事が特に適当と認

める地域をいう。

(資金措置)

第4条 県は、毎年度予算の範囲内で、まち・ひと・しごと創生資金の融資残高を別に定める協調倍率で除して得た額に相当する額の資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の資金の預託利率、預託額、預託期間及び償還方法は、別に締結する契約で定めるものとする。

(融資対象者)

第5条 融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 県内において同一業種を1年以上継続して営んでいる者であること。

(2) 県税を滞納していない者であること。

(3) 別表に掲げる資金ごとに規定された融資対象者に該当する者であること。

(4) 環境対応枠以外の融資対象者については、資本金の2分の1以上が大企業から出資されていない者であること。

(融資対象事業費)

第6条 融資の対象となる経費は、別表に掲げる経費(以下「融資対象事業費」という。)とする。

(融資条件)

第7条 融資条件(資金使途、融資限度、融資利率、融資期間、償還方法、保証人、担保の要否、信用保証の要否及び保証料率をいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

(融資の申込み)

第8条 融資を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、県、取扱金融機関等の所定の申込書を別表に掲げる申込先に提出するものとする。

2 観光施設等整備枠の申込者による融資の申込みにあつては、観光施設の整備等を行う区域を管轄する市町村長の推薦書を前項の申込書に添付するものとする。

3 環境対応枠の申込者による別表環境対応枠の項融資対象事業費の欄第12号に係る融資の申込みにあつては、工場を移転する区域を管轄する市町村長の意見書を第1項の申込書に添付するものとする。

(認定)

第9条 知事は、前条の規定による融資の申込みがあつたときは、第5条から第7条までに規定する事項について調査又は審査を行い、申込者に係る融資条件等について認定するものとする。

2 知事は、前項の認定を行ったときは、申込者及び関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

(融資)

第10条 取扱金融機関は、前条第1項の認定に基づき融資の決定を行うものとする。

2 前条第2項の規定による認定の通知を受けた申込者(以下「借受者」という。)は、取扱金融機関所定の手続きを経て融資を受けるものとする。

(目的外利用の禁止)

第11条 借受者は、融資を受けた資金を融資の目的以外の目的に利用してはならない。

(事業計画の変更等)

第12条 借受者は、融資を受けた事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、書面により申込先を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(認定の取消し)

第 13 条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条第 1 項の認定を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載事項があったことが判明したとき。
- (2) 融資条件を履行しなかったとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この告示に違反したとき。

(繰上償還)

第 14 条 借受者は、次の各号のいずれかに該当することになった場合は、あらかじめ契約で定めるところにより、直ちに、取扱金融機関にまち・ひと・しごと創生資金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) まち・ひと・しごと創生資金の融資を受けて取得した施設又は設備を、認定者の承認を得て他に売却又は譲渡したとき。
- (3) 融資対象事業費の減少により、まち・ひと・しごと創生資金の当初借入額が融資対象事業費を超えたとき。

(報告)

第 15 条 融資を行った取扱金融機関は、別に定めるところにより融資状況報告書を知事へ送付するものとする。

(調査)

第 16 条 知事は、必要があると認めるときは、借受者、取扱金融機関及び島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対し必要な調査を実施するものとし、借受者、取扱金融機関及び保証協会はこれを拒んではならない。

(損失補償)

第 17 条 知事は、保証協会がまち・ひと・しごと創生資金の融資に係る保証契約に基づいて代位弁済をしたときは、別に定めるところにより保証協会に対して損失補償金を支払うものとする。ただし、別表環境対応枠の項融資対象事業費の欄第 12 号に係る融資については、この限りでない。

(雑則)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、まち・ひと・しごと創生資金の融資に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(島根県環境資金融資要綱の廃止)

- 2 島根県環境資金融資要綱（平成 11 年島根県告示第 251 号。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

(旧要綱の廃止にともなう経過措置)

- 3 旧要綱の規定による認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この告示による改正後の島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱の規定は、令和6年3月15日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱の規定は、令和8年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。